

凡例 問合せ申込先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

平成27年度後期高齢者医療保険料納入通知書の送付

別図 保険料の決め方

一 保険料の構成

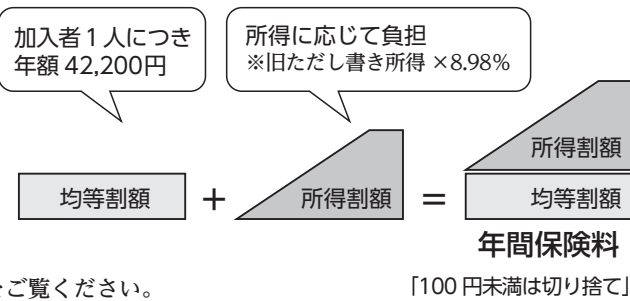
保険料の額は、全ての加入者一人一人について決められます。

保険料は、加入者一人一人に均等にかかる「均等割額」と、加入者の所得に応じてかかる「所得割額」で構成されています。

◎都内では、どの区市町村でも保険料は同じ計算方式です(鳥などを除く)。

◎保険料の最高限度額は年間57万円です。

※「旧ただし書き所得」については、所得割額の計算方法をご覧ください。



一 所得割額の計算方法

所得割額は、加入者の所得額に応じて計算されます。

$$\frac{\text{総所得金額等} - 33\text{万円[基礎控除]}}{\text{旧ただし書き所得}} \times 8.98\% = \text{所得割額}$$

※後期高齢者医療制度では、総所得金額等から基礎控除を差し引いたものを「旧ただし書き所得」といいます。公的年金収入のみの方の総所得金額等は次のとおりになります。

公的年金の収入金額の合計(A)	総所得金額等(公的年金控除額を引いた金額)
3,300,000円未満	(A) - 1,200,000円
3,300,000円以上 4,100,000円未満	(A) × 75% - 375,000円
4,100,000円以上 7,700,000円未満	(A) × 85% - 785,000円
7,700,000円以上	(A) × 95% - 1,555,000円

均等割額の軽減

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の所得に応じて、均等割額が軽減されます。

総所得金額等の合計が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
基礎控除額33万円	8.5割	6,300円
うち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割	4,200円
基礎控除額33万円 + (26万円 × 被保険者の数)	5割	21,100円
基礎控除額33万円 + (47万円 × 被保険者の数)	2割	33,700円

総所得金額等とは、収入の合計額から所得控除を引いた金額です。65歳以上で公的年金所得がある方は、その年金所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

所得割額の軽減

被保険者本人の年金収入211万円(旧ただし書き所得58万円)以下の方を対象に、所得割額を軽減します。

168万円以下の年金収入(旧ただし書き所得年額15万円以下)	所得割額を全額軽減
173万円以下の年金収入(旧ただし書き所得年額20万円以下)	所得割額を7.5割軽減
211万円以下の年金収入(旧ただし書き所得年額58万円以下)	所得割額を5割軽減

扶養されていた方の保険料の軽減

会社員(健康保険加入者)の妻などの扶養家族の方が新たに後期高齢者医療制度の加入者となる場合は、保険料が軽減されます。

均等割額	9割軽減
所得割額	かかりません

シルバーの人材をお探しの 事業主の皆様へ

平成27年度の後期高齢者医療保険料納入通知書を、7月中旬に全加入者宛てに送付します。

保険料は、平成26年中(1月～12月)の所得をもとに計算します(別図参照)。

保険料の納付方法

- ・特別徴収
 - 2カ月ごとに支払われる年金から、あらかじめ2カ月の保険料が天引きされます。
- ・普通徴収
 - 1カ月ずつ納付書または口座振替によりお支払いいただきます。

◎支払い回数は平成27年7月から翌年3月までの9回です。

保険料の減免

災害などの特別な事由により保険料を支払うことが一時的に困難なときは、保険料の徴収猶予や減免制度があります。

◎保険年金課資格係

☎(3546)5362

「シルバーワーク中央」はおむね55歳以上の方の求職活動と、事業主の方の求人活動をとお手伝いする高齢者無料職業紹介所です。

事業主の方からの求人情報と求職者とのマッチングを行い、即戦力につながる人材を紹介しています。企業、団体、NPO法人など業種を問わず

求人登録を受け付けています。また、一定の条件のもと、60歳以上の高齢者を雇用すると奨励金などの助成制度があります。

経験豊かな人材をお探しの事業主の方のご相談をお待ちしています。

受付日時

月～金曜日(祝日を除く)

午前9時～午後4時

所在地

中央区八丁堀3-17-9
京華スクエア1階

☎(3551)9200

☎(3553)5531

FAX (3553)5531

HP <http://sw-chuo.com>

平成27年度中央区青少年健全育成基本方針が決まりました

次代を担う青少年が、心身ともに健康で、社会において信頼と尊敬を得られる豊かな人間性と創造性を備えた人間に成長するためには、家庭、学校、地域社会、行政などが連携し、健全育成を推進することが重要です。

6月18日(木)開催の中央区青少年問題協議会で決定した基本方針では、4つの重点目標と、11の推進施策を掲げ、各種事業を展開していきます。

重点目標

思いやりのある明るく温かい家庭づくりの推進

家庭は、子どもたちの人格形成や社会人として必要な資質を身に付けていく重要な場であり、全ての教育の出发点です。親自らが家庭の役割を理解した上で、養育に関する正しい知識を持つとともに、地域や学校、関係機関などが家庭との結びつきを一層強化できるような、次の施策を推進します。

- ・家庭教育支援の充実
- ・生活・健康・進路指導の充実
- ・教育相談体制の充実
- ・地域ぐるみの健全な社会環境づくりの推進

近年の高度情報化社会の急激な進展などによる社会環境の変化は、青少年の規範意識や自己抑制力の低下などを招き、青少年自身が犯罪の被害者・加害者になるなど、社会的な重大事件に発展する恐れも指摘されています。このため、区民の積極的な地域活動への参加と連携により、少年の非行や事故の防止に努めるとともに、社会環境の浄化活動に地域ぐるみで取り組むよう、次の施策を推進します。

- ・非行と事故防止活動
- ・社会環境の浄化活動
- ・学校等の安全対策
- ・青少年が地域活動や社会活動に参加する機会を拡大し、自立性や社会性を育む上で大きな意義があります。このため、放課後や休日などにおいて、青少年の自発的な社会参加を促進する団体活動やボランティア活動、地域活動を支援するよう、次の施策を推進します。
- ・青少年指導者の養成
- ・文化及びスポーツ・レクリエーション活動の促進
- ・公共施設の青少年利用の促進

薬物乱用防止運動の推進

危険ドラッグなどの薬物乱用の青少年への拡大、とりわけ中学生などへの低年齢化が懸念されています。薬物乱用は、子どもの心身を破壊するとともに、窃盗などの犯罪行為を誘発し、家庭の崩壊や社会秩序の破壊などの要因にもなりかねません。

そこで、本協議会では、薬物乱用の根絶を目的として、薬物乱用防止運動を推進することとし、次の重点目標と実施事項を定めました。

重点目標および実施事項

- ・家庭・学校・地域・職場に対する啓発強化と規範意識向上
- ・有害意識の啓発
- ・各警察署及び関係団体への協力要請

薬物乱用少年の早期発見と適正指導

- ・地域の点検
- ・補導の強化

関係業界に対する協力要請

青少年の健全育成の推進や、薬物乱用の根絶に向け、今後とも、区民の皆さんの一層のご理解とご協力をお願いします。

☎(3546)5304